

# 公 告

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和7年3月28日（金）

大分県知事 佐藤 樹一郎

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 印刷室デジタル印刷機賃貸借
- (2) 借入及び保守物品 別紙仕様書による。
- (3) 納 入 場 所 大分県庁舎本館1階県政情報課印刷室
- (4) 納 入 期 限 令和7年4月30日（水）
- (5) 賃貸借契約期間 令和7年5月1日から令和11年4月30日までの長期継続契約とする。

## 2 契約に関する事務を担当する部局の名称

大分県総務部県政情報課文書班

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

電話 097-506-2266 FAX097-506-1713

## 3 契約条項を示す場所及び日時

大分県ホームページ及び大分県共同利用型電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）上に令和7年4月14日（月）午前10時00分まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。

## 4 電子入札システムの利用

本案件は、電子入札システムで行う。また、当該入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか大分県電子入札運用基準（物品・役務）による。

なお、紙による入札参加を希望する者は、入札説明書の内容を確認のうえ、入札書を9に掲げる提出場所及び提出期限までに提出すること。

## 5 入札参加条件

次に掲げる全ての要件満たしている者に限り入札参加を認める。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の調達、支払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（リース・賃貸借）を取得した者であること。
- (3) 電子入札システムにより事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。又は、事前に「紙入札（見積）参加届出書」を提出し、承認を受けた者であること。
- (4) この公告の日から開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、支払い及び役務の提供に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者

キ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- (6) 別添「仕様書」の1の（1）における参考機種以外の同等品で入札を行おうとする者については、令和7

年4月4日（金）午後5時00分までに「同等品認定申請書」（様式1）を上記2に提出し、大分県知事の承認を受けた者であること。

## 6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 使用言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

## 7 電子入札システムによる入札参加申請期限

令和7年4月8日（火）午後5時00分まで

## 8 電子入札システムによる入札金額の入力期限

令和7年4月14日（月）午前10時00分まで

## 9 紙による入札参加を希望する場合の入札書の提出場所及び提出期限

- (1) 提出場所 大分県総務部県政情報課文書班
- (2) 提出期限 令和7年4月14日（月）午前10時までに必着

## 10 電子入札システムによる開札

開札予定日時 令和7年4月14日（月）午前11時00分頃

## 11 再入札

開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札については、金額の入力期限、開札日時及び最低入札価格を電子入札システムにより通知する。

## 12 入札保証金に関する事項

大分県契約事務規則第20条第3項第2号により免除

## 13 契約保証金に関する事項

- (1) 落札者は、契約担当者が指定する日時（落札決定の日から7日以内。）までに、入札書に記載された落札金額に12を乗じて得た額に100分の10に相当する額を加算した金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。
  - ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
  - イ 過去2年間に国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (2) 契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付する。

## 14 入札の無効

大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

## 15 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札で、予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。

## 16 最低制限価格に関する事項

設定しない。

## **17 特約事項**

この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。

## **18 その他**

その他の詳細は入札説明書による。